

2024. 3. 29



フェロー チーフエコノミスト

小玉 祐一

「デジタル赤字」の現状

～問題の本質は赤字の規模にあらず～

ポイント

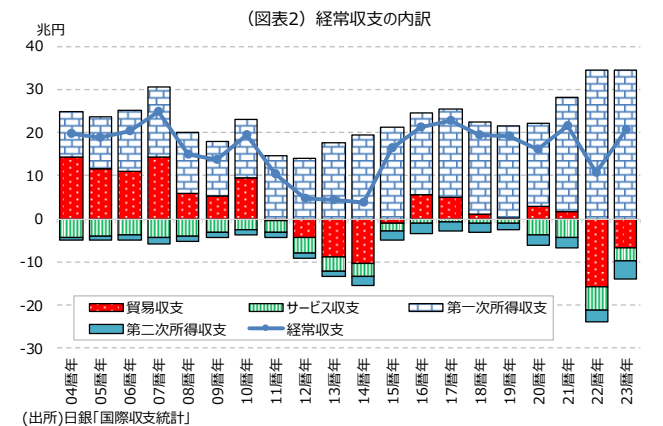
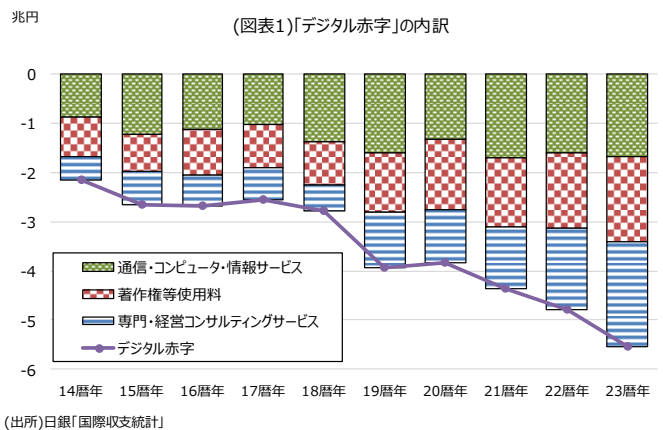
- 海外とのデジタルサービスの受払を示す「デジタル赤字」の拡大傾向が続いている
- 米国のプラットフォームへの支払いがかなりの割合を占めており、当面は拡大の一途をたどる可能性が高い。ただ、それをいかに有効活用しどれだけ新たな付加価値を追加できるかが主たる課題
- 問題があるとしたら、経済安全保障上の懸念と独占・寡占の弊害という2点。いずれも赤字の規模の問題ではない

1. デジタル赤字の経常収支内の位置づけ

海外とのデジタルサービスの受払を示す「デジタル赤字」が注目されている。よく用いられる定義(後述)によれば、2023年(暦年ベース、以下同じ)のデジタル赤字は約▲5.5兆円で、年々拡大している様子が確認できる(図表1)。

デジタル収支は経常収支の一部である。2023年(暦年ベース、以下同様)の経常収支は+20.6兆円の黒字であった。うち貿易収支が▲6.6兆円、サービス収支が▲3.2兆円、利子や配当等の受払を示す第一次所得収支が+34.6兆円、海外への資金援助等、対価を伴わない取引である第二次所得収支が▲4.1兆円となっている。近年、経常黒字のほとんどを第一次所得収支が占めており、その金額も拡大基調が続いている(図表2)。

デジタル収支が含まれるサービス収支は、統計が遡れる1985年以降(旧統計含む)、一貫して赤字であった。2023年は▲3.2兆円だが、金額の大きさで言えば第一次所得収支の10分の1以下である。1996年以降、▲1~7兆円の範囲内で上下する展開が続いてきたが、貿易収支



や第一次所得収支に比べれば振れ幅も小さい。

サービス収支の内訳の項目は輸送、旅行、その他サービスに3分類できるが、小幅の赤字が続く輸送以外は特徴的な動きを示している(図表3)。旅行は、長らく赤字基調が続いてきたが、インバウンドの増加に伴い2015年以降黒字転換、黒字幅も急速に拡大した。コロナ禍で2020年~2022年にはいったん大きく縮小したものの、2023年は+3.4兆円と過去最大の黒字幅を計上している。

逆に、同じく赤字基調だった其他サービスの赤字幅は、2010年代の後半以降大きく拡大、2023年は▲6.0兆円と、旅行収支の黒字幅の2倍近くに達している。この太宗を占めるのがデジタル赤字というわけである。日銀等の定義によれば、其他サービスのうち、図表4の網掛けと太字で示した著作権等使用料、通信・コンピュータ・情報サービス、専門・経営コンサルティングサービスの3区分がデジタル収支とされる。いずれも2010年代の半ば以降急速に赤字幅を拡大させている(図表5)。

2. デジタルサービスに含まれるもの

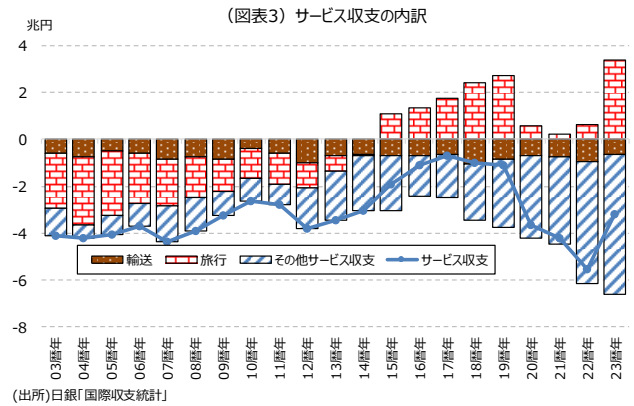
著作権等使用料には、著作物(コンピュータソフトウェア、音楽、映像、キャラクター、文芸、学術、美術等)のライセンス料等を計上する。例えば、OSやアプリケーションを搭載した端末を販売する場合にソフトウェアの著作権を有する会社に支払うライセンス料が含まれるほか、映画・音楽のディスクやファイルを販売、貸与、配信する者が著作権者に支払うライセンス料やキャラクター使用のライセンス料、映画の上映・放映権料、配給権料、ビデオ化に係る許諾料等が含まれる。必ずしもデジタルの世界のものだけではないが、デジタル関連のウェイトが大きい。

通信・コンピュータ・情報サービスのうち、赤字のほとんどはコンピュータサービスである。ここには、ソフトウェアの委託開発、コンピュータによる情報処理、ウェブページ的设计・制作、ハードウェアのコンサルティング・維持修理、ハードウェアの設置・ソフトウェアのインストール等のサービス取引等が含まれる。

専門・経営コンサルティングサービスには、法務、会計・経営コンサルティング、広報、広告・市場調査に係るサービス取引等が計上される。近年ではウェブサイトの広告スペースを売買する取引等が大きく拡大している。

3. プラットフォーマーへの支払いが大きい

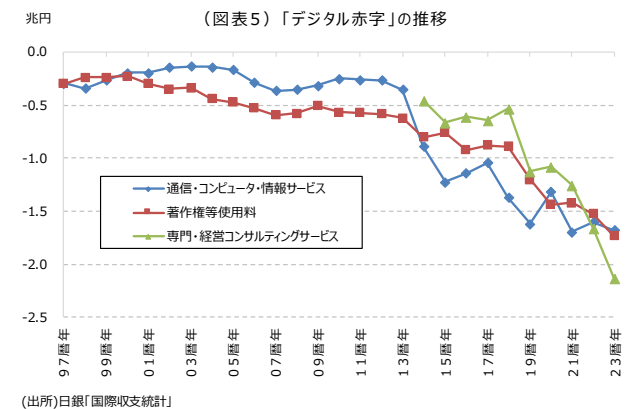
サービスの内容を見る限り、GAFAMに代表されるプラットフォームへの支払いが拡大していることは容易に



(図表4) サービス収支の内訳詳細 (億円)

	21年	22年	23年
サービス収支	-42,457	-55,288	-32,026
輸送	-7,655	-9,379	-6,508
旅行	2,227	6,242	34,037
其他サービス	-37,030	-52,151	-59,556
委託加工サービス	-4,466	-4,370	-4,711
維持修理サービス	-4,997	-5,937	-8,009
建設	3,052	2,143	192
保険・年金サービス	-10,332	-14,358	-23,581
金融サービス	3,862	3,305	6,261
知的財産権等使用料	20,464	24,667	32,210
産業財産権等使用料	34,653	39,890	49,510
著作権等使用料	-14,189	-15,222	-17,300
通信・コンピュータ・情報サービス	-16,949	-15,988	-16,745
通信サービス	-927	-678	-295
コンピュータサービス	-14,776	-14,044	-15,032
情報サービス	-1,246	-1,266	-1,418
其他業務サービス	-29,361	-43,810	-46,097
技術・貿易関連・其他業務サービス	-5,318	-9,954	-8,146
専門・経営コンサルティングサービス	-12,578	-16,604	-21,315
研究開発サービス	-11,466	-17,252	-16,635
個人・文化・娯楽サービス	-272	724	-369
公的サービス等	1,969	1,473	1,292

(出所)日銀「国際収支統計」



想像できる。経産省は、コンピュータサービスの赤字幅が国内パブリッククラウド市場の規模に近似していると分析している。クラウドサービスの7~8割を米国企業が占めることを考えれば、赤字幅を縮小させるのは今後も困難ということになるだろう。

今や、プラットフォーマーが提供するサービスは家計、企業、政府等すべての経済主体の活動に必要な要素となっている。それは経済活動のみならず、政治活動、社会一般の活動まですべて含まれる。為替相場の動向にも左右されるが、デジタル赤字の規模は、経済成長に比例する以上のスピードで膨らんでいくと見るのが妥当である。一部の巨大企業が牛耳るデジタルプラットフォーム業界のなかに、日本企業が割って入るのみならず、デジタル赤字が反転縮小に向かうほどシェアを伸ばす姿を想像するのは難しい。経産省は、2030年にはコンピュータサービスの赤字だけで8兆円に達するとの試算を示している。

4. 経常収支の赤字、黒字とは

こうなると今更赤字の大きさを嘆いても仕方がないし、そもそも嘆くことが正しい振る舞いなのかも自明ではない。国内デジタル産業の育成、振興が不可欠なことは論を俟たないとしても、少なくとも赤字はその問題のひとつの側面を示すにすぎず、本質でもない可能性が高い。

そもそも論を挟むと、赤字、黒字という言葉に惑わされがちだが、経常収支は損益を示す概念ではない。財務諸表に例えれば、損益計算書ではなくキャッシュ・フロー計算書に近く、資金の収支尻を示す概念である。経常黒字がよく一国の「稼ぐ力」になぞらえて論じられることがあるが、どこで稼ぐかという問題でもある。経常赤字国が稼ぐ力がない国というわけではないことは、米国を見ても明らかだろう。新興国のなかでも、輸出主導の経済成長を目指している国は経常黒字国になる場合が多い一方、外国からの資金流入と技術移転をてこに成長を図る国は経常赤字国となる。要は成長モデルの問題であり、一国の発展段階でも変わってくる。したがって、経常黒字国が勝ちで経常赤字国が負けということにはならない。

いくらでも赤字を拡大していいわけではない。企業の場合は資金繰り倒産につながりかねない。一国経済の場合、外貨不足によるデフォルト危機という形で現れる。基軸通貨国の米国であれば外貨不足を心配する必要はないが、赤字の支払いに伴い、国際的なドルの流通量が膨らめば、恒常的なドル安圧力として働く恐れがある。その意味で限度はあるが、何が何でも黒字を目指さなければならないということはないし、取引相手国別でも財・サービスの品目別でも同じことが言える。

5. デジタル赤字の含意

以上は一般論だが、一国の競争力を左右するデジタル分野に話を置き換えても、話が大きく変わるわけではない。デジタルサービスにおける赤字は、同分野における日本の輸出競争力が欠けていることを意味するが、これが経済力の劣後に直結するわけではない。そもそも貿易は、海外の良質な財やサービスを輸入するのが主たる目的のひとつで、デジタルサービスもこれに当たる。現状では海外の良質なデジタルサービスを最大限利用するのが、安定的な成長のための近道である。

また、プラットフォーマーが提供するものは文字通りプラットフォームである。それをいかに有効活用し、その上にどれだけ新たな付加価値を追加することができるかが主たる課題となるはずであり、この点、日本企業に活躍の余地は十分残されているはずである。輸入量に応じた付加価値さえ追加できるのであれば、赤字の規模自体は問題にならない。

問題があるとしたら2点である。ひとつは経済安全保障上の問題、もう一つは独占・寡占の弊害である。生産活動に不可欠な財の供給を特定国に頼ることが、経済安全保障上の問題をもたらすことは実体験からも明らかである。かつて民主党政権時代に中国人船長を逮捕し、報復に中国政府がレアアースの輸出をストップした際

は、サプライチェーンが一時的にせよ深刻な目詰まりを起こした。この場合、赤字の多寡は問題にならない。デジタルサービスの場合、輸入相手もっぱら米欧なので、今の所経済安全保障上の問題は深刻とはいえないが、「バックドア」等の存在可能性に示される通り、相対的な非友好国がこの分野でのシェアを大きく伸ばすことになれば、そうしたリスクが深刻化する可能性はあるだろう。

また、デジタル赤字の背景には、デジタルプラットフォームサービスが一握りの企業によって独占的に供給されているという点がある。参入障壁の高さや、利用者が独占的に決定された価格を受け入れるしかないといった点がしばしば問題になるが、これは国際取引に限った問題ではない。米国内でもかねてより問題視されており、巨大企業の解体、分割論といった議論がしばしば浮上してきた。独占禁止法に関連した裁判もここ数年急増している。米国外では欧州の事例が参考になる。2023年5月2日に、デジタル市場法（DMA：Digital Market Act）を施行、GAFAMを念頭に、プラットフォーム上のサービス独占を禁じたほか、欧州データ法（Data Act）、デジタルサービス法（The Digital Services Act）、デジタルガバナンス法（European Data Governance Act）等、次々に厳しい法的規制措置を導入している。日本でも公正な競争環境はしっかり担保したうえで、同分野の成長戦略を構築していく必要があるだろう。

※本レポートは、明治安田総合研究所が情報提供資料として作成したものであり、いかなる契約の締結や解約を目的としたものではありません。掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。掲載された情報を用いた結果生じた直接的、間接的トラブルや損失、損害については、一切の責任を負いません。またこれらの情報は、予告なく掲載を変更、中断、中止することがあります。

●照会先● 株式会社 明治安田総合研究所 〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-11 TEL03-6261-6411